

# 消費税率引き上げに伴う各種料金等の 引き上げについて

令和元年10月から消費税率が8%から**10%**に改正されることに伴い、消費税の課税対象となる各種料金等について、消費税等相当額の引き上げを行います。  
料金を改正する施設等は次のとおりです。詳細は各課にお問い合わせください。

- |  |
|--|
| ・各小中学校の屋内及び屋外運動場の使用料・照明料                     |
| ・中央公民館及び下宮地区公民館の各部屋の使用料                      |
| ・神戸町日比野五鳳記念美術館の観覧料及び展示室の使用料                  |
| ・図書館の多目的ホール等の使用料                             |
| ・生涯学習室の使用料                                   |
| ・ごうど中央スポーツ公園、町民体育館などの体育施設、トレーニングルーム等の使用料・照明料 |
| ・介護予防施設「ばらの里」の入館料及び会議室の使用料                   |
| ・ふれあいセンターの部屋及びゲートボール場の使用料                    |
| ・不燃物及び産業廃棄物の手数料                              |
| ・やすらぎ苑の使用料                                   |
| ・保健センター調理教室等の使用料                             |
| ・産業会館の各会議室の使用料                               |
| ・法定外公共物にかかる産出物採取料金                           |
| ・下水道使用料の基本料金及び超過料金                           |
| ・水道料金の基本料金及び従量料金                             |
| ・水道加入金                                       |



▲ローズスタジアム



▲日比野五鳳記念美術館